

固定資産税に関するお知らせ

家屋の新増築、取り壊し、未登記家屋の所有権移転について



【新・増築の家屋調査にご協力を】

町では固定資産税の適正課税のため、新築または増築された住宅・物置・倉庫などの家屋を対象に「家屋調査」に伺っています。家屋を新築または増築される際には、左記まで連絡をしてください。

【登記されていない家屋を取り壊した際には届け出を】

法務局に登記をしていない建物を取り壊した場合には、左記まで届け出をお願いします。届け出がされない場合、建物がなくなっても課税される場合がありますので注意してください。また、法務局に登記されている建物を取り壊した場合には、法務局で「滅失登記」の手続きを行ってください。

【登記されていない家屋の所有権移転があった際には届け出を】

相続や贈与、売買などにより、法務局に登記をしていない家屋の所有権の移転があった場合には「未登記家屋の所有権移転届」の届け出を左記までお願いします。届け出がされない場合、引き続き元の所有者へ課税される場合がありますので、注意してください。

【住宅用地の特例について】

住宅が建っている土地には、土地の固定資産税が1/6または1/3に軽減される住宅用地の特例が適用されます。この特例を受けるためには「住宅用地の申告書」を提出する必要があります。なお、すでに特例が適用されている土地については、建て替えなどをしない限りは必要はありません。※住宅用地の特例は、住宅の種類や規模、土地の規模によって適用の範囲が異なります。詳しくは左記へお問い合わせください。

【届け出・問い合わせ先】

・財務課課税第二係

☎0137-62-2114

・熊石総合支所地域振興課 税務係

☎01398-2-3111

5月31日(火)は、 自動車税の納期限です

- 納期限までに納められないご事情がある場合は、必ず次の連絡先に相談してください。
- インターネットを利用したクレジットカード納税を開始します。詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。

【渡島総合振興局納税課】

函館市美原4丁目6番16号 ☎0138-47-9403

ご供養の心によりそう あおいセレモニー

- ・病院、各施設からの直接安置・直葬等、ご相談下さい
- ・町外からの搬送もお引き受けいたします
- ・自宅や寺院・会館を利用したの葬儀全てお任せ下さい

〒049-3102 北海道二海郡八雲町東町247-1
電話 0137-64-2855 FAX 0137-66-5015

経済センサス[↑]への 活動調査 にご協力をお願いします

経済センサス活動調査特設ページ



平成28年6月1日を基準日として、全国すべての企業・事業所を対象とした経済センサス活動調査を実施します。経済センサス活動調査は、我が国のすべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を明らかにすることを目的としており、調査結果は、各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの基礎資料として活用されます。5月中旬に調査員が対象となる企業・事業所へ調査票の配布などに伺いますので、回答へのご協力をお願いします。

また、今回の経済センサス活動調査では、インターネットでの回答が可能です。インターネットでの回答は、安心のセキュリティ、簡単な作業、24時間いつでも対応可能など、たくさんのメリットがありますので、国および町ではインターネットによる回答を推奨しています。

【問い合わせ先】企画振興課企画係 ☎0137-62-2300

